〔研究ノート〕

アメリカ法における escheat 制度概観

中村昌美

名古屋学院大学法学部

要旨

所有権の不可侵概念が強く、公的規制がされにくく、さらに物的編成主義で、共同申請主義を採用するわが国の不動産登記制度が、かえって登記の困難・懈怠を招き、所有者不明の土地問題の解決を困難にしている。本研究ノートでは所有者不明土地・所有権理論の検討の一助となるために、英米法における放置された所有権の処理方法である escheat 制度の基本を紹介し、成熟・高齢社会の土地制度の解決方法探求の一助としたい。

キーワード:所有者不明土地,不動産登記,escheat

Introduction to the escheat system in the United States

Masami NAKAMURA

Faculty of Law Nagoya Gakuin University

1 日本における所有者不明土地の問題

不動産は、高度成長時代・バブル時代・それに続くしばらくの間の平成期では、価値を生むものであり、担保としても王道の目的物で、保有をすることを忌避する者はほとんどなく、財産としての価値を疑うものはなかった。従って、所有者が明確でなく、所有をめぐる紛争の種になる、あるいは土地をめぐる事業の進行を妨げるような問題は起きたものの、土地利用の必要性がある場合は、相続関係の処理と相続登記が進むことも多かった。また、今のところの利用がなくとも、潜在的に値上がりの期待・利用の期待は衰えることはなかったと言えよう。

しかし、昨今の急激な高齢化社会の進行及び、産業構造の変化と少子化などを原因とする人口の都市一局集中の影響で、相続人が分散居住し、相続手続きがきちんと進行しなかったり、管理が放棄されたことにより、膨大な数量の所有者不明の土地があることが明らかになった。また、不動産評価の無価値化により不動産所有権の放棄が現実に問題になることについては、予想もされなかっただろう。ここ数年来所有者不明土地の調査が明らかにされ、衝撃を与えている。国民にインパクトを与え、マスコミ受けをねらった面もあろうが、九州の面積に近い所有者不明の土地があると報告されている」。

近時でも森林の荒廃が問題視され,管理の必要が意識されだした頃には森林法が改正され,伐採等の管理のための条項が付加された 2)。これはこれで,重要な規定ではあるが,森林管理のための所有権制限規定で,所有権法理を根本的に編成し直すものではないと言えよう。森林法改正されたとしても,もちろん根本的解決にはならず,相続登記等がなされず所有者不明になった土地,登記が進まず権利関係の公示が困難に陥っている土地問題の解決が,時間の流れとともに,より深刻なものとなった。状況の深刻さは憂慮すべきものである 3)。

すでに部分的に、「所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法」により立法的解決もされはじめている。ただし、それは、①土地収用手続きの合理化、②「地域福利増進事業」に、所有者不明土地を一定期間提供されうることを定める内容である⁴。所有者不明土地の発生を防止するための登記手続きをどう進めていくかの研究業績も積み重ねられているし、対応については様々な研究・提言がなされている⁵⁾。日本国憲法29条2項では「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と規定し、民法1条1項で「私権は、公共の福祉に適合しなければならない。」と規定している。とはいえ、不動産所有権に関しては、権利意識が日本では強く、所有者の自由は英米・欧州の扱い比べ尊重されている。その意識・文化が根底にあり、所有権への制約法制の整備は進んでいない。無軌道な広告物・ばらばらな建築物が並ぶ、ありふれた日本の街をイメージすると、所有権の自由のある意味での尊重が実感されるであろう。ともあれ、所有権の不可侵概念が強く、利用・管理に関する公的規制がされにくい。さらに物的編成主義で、共同申請主義を採用するわが国の不動産登記制度が、登記申請人がそろわないことにより、かえって登記の困難・懈怠を招き、所有者不明の土地問題の解決を困難にしている。

本研究ノートでは所有者不明土地・所有権理論の検討の一助となるために、英米法における、 放置された所有権の処理方法である escheat 制度 6 の紹介を行う。本稿の紹介は、escheat 制度に 関して統一法典が存在するアメリカの制度を対象とする。

2 英米法における escheat 制度の概観

英米の現行の制度では、財産権に関するdisclaim(権利の放棄)の制度は①財産そのもの放棄、 ②受遺の拒絶及び譲渡手続きにおける所有権移転の拒絶の両面をもつ。①の財産の放棄は、各種 財産権・債権を対象とするが、不動産上の単純所有権の放棄を想定しているものではないようで ある 7 。類似の言語でabandonがあるが,これは権利の放棄より,もう少し事実上の概念で,「現 実の保有をしない、管理をしない、放置する状況にある。」を意味する。disclaimとしての債権 の放棄および制限的利用権(日本法では、担保物権・用益物権が近い概念である。)の放棄は放 棄者の一方的な意思の表示行為(日本法によれば単独行為)でなされ、特段に、履行行為が残さ れるものはなく、言わば一瞬で終了し、問題は残さない。そもそも物が残らないのである。動産 所有権の放棄も廃棄のルールさえ遵守すれば問題は多くはないであろう。しかし不動産単純所有 権は、所有者がなくなれば権利が国家にもどっていくことになるので⁸⁾、放棄のためのルールが 必要で、一方的な意思表示のみで放棄はできない制度になっている。またabandonされたとみら れても、その土地を安易に、一方的に国家に帰属させるのは、基本的人権・手続保障の点から不 当である。abandonされた財産権一般の州または国家帰属をescheatと言い,その手続きはアメ リカ合衆国の場合,各州法に依るところになる。アメリカ法では不動産は州に帰属することにな る。現在 escheat については、統一法が多くの州で採択され、また各州法にも影響を与えている。 escheat制度の現在の意義は個人又は団体によって保有されていた財産(不動産・動産・その 他を含む)を州・国家等に帰属させていく制度である⁹⁾。歴史的には,英法下では最終的には土 地は国王に帰属していく法理を基礎としていて、土地の国家帰属に関する制度であった。近時 アメリカでは、①相続人不存在(相続人が生存しない又は遺言がない。)の土地・財産が州に帰 属していくことと②abandoned(放棄された)土地・財産を州が帰属させていくのを認める仕組 みである。ただ制度の転用であるが、現在も州が保有を禁じた不動産権(外国人土地保有規制・ ある種の法人への保有規制を思い浮かべて頂きたい。)を州に強制的に帰属させることも意味す る¹⁰⁾。本稿では現在の①・②の本来的意義の escheat を escheat として論を進める。

相続人不存在の土地・財産に対して、escheatを行うことの正当性の根拠はいくつか挙げられる。第1に州・市民の財産を税支出無しに、増やすことができ、福祉の向上を図ることができる可能性がある。第2に市民による保有は一般的に利益が大きいと考えられうるからである。州にいったん帰属させることにより土地の再利用・再投資を図る可能性を作る。これは休眠預金口座・株主不明株式を公共利用する発想に共通するもので、広く支持を得ていると言えよう。休眠預金口座・株主不明株式などのescheat手続きの法制も、ますます整備されている。これらの法制は合衆国連邦憲法の規定する「適正手続の保障」条項には反しないとするのが、連邦最高裁・地方裁判所の立場である¹¹⁾。「適正手続の保障」については個人の財産権の保障をより適切におこなうために、利害関係人への手続き参加の機会付与については配慮をより行う方向になってきてい

る。またescheat手続きも謙抑的に行う傾向がある。具体的には、相続人の範囲を緩やかに解釈 する。外国人土地保有制限法規を緩やかに解釈する等である。また州によっては、相続人なき場合、escheatの対象を不動産権とその上に成立する権利に限定するところもある。

3 escheatのメカニズム

(1) 相続人不存在

Uniform Probate Code (統一相続法) 2-103, 2-104条をはじめとして、一定の相続人に範囲を限定するのが、現在の傾向である。遺言なき場合は、相続人の不存在の範囲も増えていく。escheatの可能性が増大している。とは言え、被相続人が死亡しているということの確定が意外と困難である。各州法は失踪した場合一定の要件の下で死亡を推定する。もちろん明確に死亡が確認できる場合がほとんどであるが。相続人が現れないかつ遺言も見つからない場合場合は相続人探索について、各法管轄の行政手続きとして、管理人がこれを行う。この手続きは慎重で、時間をかけて行われる。基本的に裁判所の監督は直接的でない。争訟が提起された場合は裁判所が関与していく。この手続きが終了してescheatが開始する。

(2) abandoned (放棄) 財産

abandoned(放棄)財産のescheat手続きはまず財産が放棄されたことの決定から始まる。放棄の推定については、州によって要件は異なる。前の所有者が関与を廃して、2年から7年間関与ない場合、放棄と推定される。州の機関である管理人は、放棄されている外観のある土地について、審問と調査の権限を有する。所有者に対しての審問結果が登録された後間もなく、審問において、所有者は報告の義務がある。報告登録後の一定期間経過後、放棄意思が確認されたあとは、管理人は競売を開始しなければならない。売上金は州の一般財産となる。

オクラホマ州は典型的な手続規定を有するが、そこでは、州の管理人は競売手続開始について、 財産(土地)に対する知れたる利害関係者、占有者、最後の登記名義人を記録し、彼らに送達を する。不明な相続人や知られざる利害関係人には公告による送達となる。競売手続開始について は、不服申立てのないときは欠席判決により競売が開始する。保安官が当該土地を占有し、裁判 所の監督の下で、最低競売価額が決定され、売却金は州に帰属する。競売開始決定には上訴が認 められている。

以上は、(1) 相続人不存在、(2) abandoned(放棄)財産ともどもについての合衆国の法管轄でも共通する大きなesheat 手続きの流れである。(1) についてはわが国においては、裁判所が主催する点について大きな違いはあるが、相続財産管理法人制度(日本民法951条~959条)と共通する制度である。相続人不存在の場合への対応が、相続人の範囲の広狭については違いがあるとは言え、同じようなものになる。

(2) のabandoned (放棄) 財産にあたる土地のescheat 手続きは、日本法にはない制度で、現在の日本で手を焼いている所有者不明の土地問題を解決する一つの示唆になる。本稿で注目する

制度である。

(3) escheat と第三者の権利の調整

上記(1)(2)の手続き規定がescheatの大きな骨格であるが、もう一つの制度の重要な内容として、escheatと第三者の権利の調整がある。escheat対象財産、特に土地にたいして、債務者の権利・抵当権・契約者の権利・信託受益権・その他の負担がついていることは多い。これらの権利者の手続保障に配慮されている。近時は何らかの代替手段が用意され、第三者によるescheatへの不服申立ては認められないことが増えている。州税の負担は混同で消滅する。生涯不動産権・復帰権・残余権・信託上の権利は根拠となる権利はescheatによって、一般的に消滅する。個別の問題は争訟になって解決する。

4 統一escheat法 (Uniform Unclaimed Property Act of 2016) への歩み

escheat をめぐる統一的法規範は、1954年に Uniform Disposition of Unclaimed Property Actが制定された。それ以前は州によっては、escheatについての法制度を具備するかまたは、しないこともあった。統一法は当時の法制度を具備する州を参照し、起草したものであった。1966年には不動産のみならず金銭・トラベラーズチェックなどの財産も対象に拡大した。1981年はUniform Unclaimed Property Act と改称され、現行法の土台となっている。18の州で採択され、6つの州で付加条項を付け採択した。1995年に、一部改正された。2016年に、手続保障の観点から大幅改正がさらになされた 120 。

5 統一escheat法(Uniform Unclaimed Property Act of 2016)の法構造

Uniform Unclaimed Property Act of 2016の章立てを見ていこう。2016年法は15章からなる。 第1章は定義規定である。

第2章は、abandoned(放棄)財産の要件が規定されている。201条は放棄についての推定規定である。202条から209条までは各種財産権に関して、個別的な放棄の推定規定である。何が放棄に当たるかという規定が、小切手・トラベラーズチェック・銀行預金・保険金など様々な財産別に置かれている。放棄された財産にかかる解釈規定に続く。放棄をめぐる解釈については、判例が積み重ねられている。放棄されたと推定される無体財産又は有体財産を保有するとされる者に対しては、州の財産管理人への報告を要求する。報告のための書面は了知できる者の最終の住所に送られる。返答された報告書は年毎にファイルされることになる。所有者と推定される者の住所が不明確であるが、権利が時効消滅していない場合は、公告のみで送付は不要である。管理者の公告は毎年一定日時までかつ一定期間にしなければならない。公示は原則として、名宛て人の住所がある郡の媒体(印刷物)によらなければならない。郵便による通知も要求されている。

第3章は放棄推定財産を州管理に移管する手続規定である。公告に応じた報告がなされず、又

は所有者と思われた者の所有権が証明されないときは、報告期限を過ぎた場合は、管理者に引き渡される。所有者の権利が証明され、特段の負担が付いていない場合は、財産は放棄されたものとされない。管理者に引き渡された後は、表見所有者は財産に関する一切の義務から離れる。301条から305条は放棄財産の表見所有者確定手続きである。306条は物以外の財産権に関する表見所有者確定手続きである。307条は挙証責任規定である。

第4章は報告書の書式・報告期限・報告書のファイルに関する規定である。第3章を受けて、 所有者の推定を受けた者が、州の管理官からの問い合わせに回答をして、報告書を提出する手続 規定である。

第5章は第3章で規定された報告なき場合の公告に関する規定である。501条は表見所有者への公告制度について定める。502条・503条は公告の記載事項について規定する。504条は州と表見所有者居住機関の連携を規定する。

第6章は管理者の財産管理移管手続きについて規定する。601条は管理者の善管注意義務について規定する。602条は休眠責任(dormancy charge)について定める。603条は管理者への占有移転又は払出し(証券等の場合)手続きについて定める。604条は603条手続き終了の効果を規定する。605条は所有者による管理者からの返還手続きを規定する。606条は貸金庫からの引出し手続き。608条から609条は管理者の管理方法・管理義務等についての規定である。

第7章は管理者による公売手続きに関する規定である。公売価格が費用を下回るとき公売は不要である。売却金は原則として州に帰属する。701条は物の公売手続規定である。管理者が物を受領して3年以上の期間を置いての公売が要求される。702条は証券の処分手続き規定である。管理者が証券を受領して3年以上の期間を置いての公売が要求される。704条は競落人への所有権移転を規定する。

第8章は財産管理についての規定である。801条は管理者による基金の供託を定める。802条は管理者による登録を定める。802条は管理費用に関する規定である。804条は管理者の占有者としての地位を定める。

第9章は管理者の管理下に入った財産に対する返還請求手続きについて定める。901条から902 条は州際間の手続きについて定める。903条は返還請求に関して、定める。904条は管理者が請求を受付しなければならない場合についての規定である。905条は請求認容の要件を規定する。906条は請求棄却の要件を規定する。

第10章は回答書の真実性証明一登録の調査手続きについて規定する。1001条は回答書の真実性について定める。1002条は財産に関するコンプライアンス規定である。登録から調査する。1003条は登録調査の方法を定める。1004条は登録調査結果の扱いについて定める。1005条は登録上明確な弁済されていない債務に関する規定である。1006条は登録調査から漏れた人物の規定である。1007条は登録事項の回答書への追記規定である。1008条は管理者の行為についての不服申立てについて定める。1009条1010条は管理者の調査にかかる契約締結に関する規定である。1011条は管理者の州担当者への報告書規定である。1012条は報告書の欠落事項に関する免責規定である。

アメリカ法における escheat 制度概観

第11章は表見所有者の不服申立て続きに関する章である。表見所有者は30日以内に管理者と 不服がある場合協議を行える旨の規定である。管理者からの補償に関しての手続き,不服申立て に関する手続きも規定する。

- 第12章は管理者の強制的権限に関する章である。
- 第13章は財産保管場所に関する章である。
- 第14章は管理者の文書保管・守秘義務に関して規定する。
- 第15章は雑則である。

6 今後の研究

日本において、今後所有者不明土地問題解決のために、立法的な規制がより進行していくことが予想される。そのとき下記①・②・③と類似の問題が起きるのは必至である。

本研究ノートは法条文の骨格を紹介したにすぎない。今後このノートを出発点として,以下3つの問題点を解明していく予定である。①財産,特に不動産がabandon(放棄)されたと認められる要件・状況がいかなるものか。②abandonされた財産を州管理に移すための手続きと不服申立ての手続きを制度は十分なものなのか。③適正手続条項をめぐる、いくつかの憲法訴訟である。

注

- 1)所有者不明土地問題研究会(増田研究会)は、最終報告書を提出した。その内容は以下に記載がある。 www.kok.or.ip/project/fumei.html
- 2) 共有林の立木の所有者の一部が所在不明であっても伐採・造林ができるよう,所在不明者の持分の移転等を行う裁定制度が,森林法10条の12の2から10条の12の8に規定された。
- 3) 吉原祥子『人口減少時代の土地問題』(中公新書, 2017) では原因・提言が丁寧に検討されている。
- 4) 所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法は2018年6月13日に公布され、6ヶ月以内に施行されることとなっている。
- 5) 「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」では所有者不明の土地問題の解明について研究を進めている。ウェッブサイトはhttps://www.kinzai.or.jp/specialty/registration.htmlである。月刊登記情報673号(2017年12月号)から直近682号(2018年9月)以下に開催状況が報告されている。
- 6) 田中英夫他編『英米法辞典』305頁(東京大学出版会,1991)によれば不動産復帰と訳されているが,現在の escheat 制度は財産権一般に適用され,権利の国家(合衆国の場合は州)帰属であり,適訳とは言えず,定訳もない。本稿では escheat とそのまま英文表記する。
- 7) 田中編・前掲注6 『英米法辞典』257頁,Bryan A. Garner Black's Law Dictionary 10th. ed. p562(2014). Thompson Reuters
- 8) 英米では制限的な所有権が放棄されると、単純所有権が制約をなくしていくことになり、単純所有権の 所有者がいなくなると、国家に帰属していくのである。
- 9) Powell, PROPERTY, 89-1 89-34
- 10) 前掲注9 89-7

- 11) 連邦裁判所判例として, Standard Oil Co. v. New Jersey, 341 U.S. 428, 71 S. Ct. 822, 95 L. Ed. 1078(1951), Connecticut Mut. Life Ins. Co. v. Moore, 333 U.S. 541, 68S. Ct. 682 921 L. Ed. 863(1948). 州裁判所判例として, Riggs Nat'l Bank v. District of Columbia, 581 A. 2d. 1229(D.C. Ct. App. 1990). TXO Production Corp. v. Okla. Corp Comm'n. 1992 OK 39, 829 P. 2d. 964(Okla. 1992). いずれも escheat 制度は合憲であり、憲法の適正手続条項に反しないとされた。これらの争訟を通じて、外国人財産権の escheat について、州は謙抑的になり、さらに、escheat 手続きにおける公告・不服申立手続きの配慮が進んだ。
- 12) 以下のホームページに2016年法の採択状況・立法経緯・法条文が掲載されている。http://www.uniformlaws.org/Act.aspx?title=Revised%20Uniform%20Unclaimed%20Property%20Act

付録資料

http://www.uniformlaws.org/Act.aspx?title=Revised%20Uniform%20Unclaimed%20Property%20Act より引用した2016年法の章立てを転載する。

REVISED UNIFORM UNCLAIMED PROPERTY ACT TABLE OF CONTENTS

[ARTICLE] 1

GENERAL PROVISIONS

SECTION 101. SHORT TITLE

SECTION 102. DEFINITIONS.

SECTION 103. INAPPLICABILITY TO FOREIGN TRANSACTION

SECTION 104 RULEMAKING

[ARTICLE] 2

PRESUMPTION OF ABANDONMENT

SECTION 201. WHEN PROPERTY PRESUMED ABANDONED

SECTION 202. WHEN TAX-DEFERRED RETIREMENT ACCOUNT PRESUMED ABANDONED

SECTION 203. WHEN OTHER TAX-DEFERRED ACCOUNT PRESUMED ABANDONED

SECTION 204. WHEN CUSTODIAL ACCOUNT FOR MINOR PRESUMED ABANDONED

SECTION 205, WHEN CONTENTS OF SAFE-DEPOSIT BOX PRESUMED ABANDONED

SECTION 206. WHEN STORED-VALUE CARD PRESUMED ABANDONED

SECTION 207. WHEN GIFT CARD PRESUMED ABANDONED.

SECTION 208, WHEN SECURITY PRESUMED ABANDONED

SECTION 209. WHEN RELATED PROPERTY PRESUMED ABANDONED

SECTION 210. INDICATION OF APPARENT OWNER INTEREST IN PROPERTY

SECTION 211. KNOWLEDGE OF DEATH OF INSURED OR ANNUITANT

SECTION 212. DEPOSIT ACCOUNT FOR PROCEEDS OF INSURANCE POLICY OR ANNUITY CONTRACT

[ARTICLE] 3

RULES FOR TAKING CUSTODY OF PROPERTY PRESUMED ABANDONED

SECTION 301, ADDRESS OF APPARENT OWNER TO ESTABLISH PRIORITY

SECTION 302. ADDRESS OF APPARENT OWNER IN THIS STATE

SECTION 303. IF RECORDS SHOW MULTIPLE ADDRESSES OF APPARENT OWNER

SECTION 304. HOLDER DOMICILED IN THIS STATE

SECTION 305. CUSTODY IF TRANSACTION TOOK PLACE IN THIS STATE

SECTION 306. TRAVELER'S CHECK, MONEY ORDER, OR SIMILAR INSTRUMENT

SECTION 307. BURDEN OF PROOF TO ESTABLISH ADMINISTRATOR'S RIGHT TO CUSTODY

[ARTICLE] 4

REPORT BY HOLDER

SECTION 401. REPORT REQUIRED BY HOLDER

SECTION 402, CONTENT OF REPORT

SECTION 403. WHEN REPORT TO BE FILED

SECTION 404. RETENTION OF RECORDS BY HOLDER

SECTION 405. PROPERTY REPORTABLE AND PAYABLE OR DELIVERABLE ABSENT OWNER

DEMAND

[ARTICLE] 5

NOTICE TO APPARENT OWNER OF PROPERTY PRESUMED ABANDONED

SECTION 501, NOTICE TO APPARENT OWNER BY HOLDER

SECTION 502, CONTENTS OF NOTICE BY HOLDER

SECTION 503. NOTICE BY ADMINISTRATOR

SECTION 504. COOPERATION AMONG STATE OFFICERS AND AGENCIES TO LOCATE

APPARENT OWNER

[ARTICLE] 6

TAKING CUSTODY OF PROPERTY BY ADMINISTRATOR

SECTION 601. DEFINITION OF GOOD FAITH

SECTION 602, DORMANCY CHARGE

SECTION 603. PAYMENT OR DELIVERY OF PROPERTY TO ADMINISTRATOR

SECTION 604. EFFECT OF PAYMENT OR DELIVERY OF PROPERTY TO ADMINISTRATOR

SECTION 605. RECOVERY OF PROPERTY BY HOLDER FROM ADMINISTRATOR

SECTION 606. PROPERTY REMOVED FROM SAFE-DEPOSIT BOX

SECTION 607. CREDITING INCOME OR GAIN TO OWNER'S ACCOUNT

SECTION 608. ADMINISTRATOR'S OPTIONS AS TO CUSTODY

SECTION 609. DISPOSITION OF PROPERTY HAVING NO SUBSTANTIAL VALUE; IMMUNITY

FROM LIABILITY

SECTION 610. PERIODS OF LIMITATION AND REPOSE

[ARTICLE] 7

SALE OF PROPERTY BY ADMINISTRATOR

SECTION 701. PUBLIC SALE OF PROPERTY

SECTION 702. DISPOSAL OF SECURITIES

SECTION 703. RECOVERY OF SECURITIES OR VALUE BY OWNER

SECTION 704. PURCHASER OWNS PROPERTY AFTER SALE

SECTION 705. MILITARY MEDAL OR DECORATION

[ARTICLE] 8

ADMINISTRATION OF PROPERTY

SECTION 801. DEPOSIT OF FUNDS BY ADMINISTRATOR

SECTION 802. ADMINISTRATOR TO RETAIN RECORDS OF PROPERTY

SECTION 803. EXPENSES AND SERVICE CHARGES OF ADMINISTRATOR

SECTION 804. ADMINISTRATOR HOLDS PROPERTY AS CUSTODIAN FOR OWNER

[ARTICLE] 9

CLAIM TO RECOVER PROPERTY FROM ADMINISTRATOR

SECTION 901. CLAIM OF ANOTHER STATE TO RECOVER PROPERTY

SECTION 902. WHEN PROPERTY SUBJECT TO RECOVERY BY ANOTHER STATE

SECTION 903. CLAIM FOR PROPERTY BY PERSON CLAIMING TO BE OWNER

SECTION 904. WHEN ADMINISTRATOR MUST HONOR CLAIM FOR PROPERTY

SECTION 905. ALLOWANCE OF CLAIM FOR PROPERTY

SECTION 906. ACTION BY PERSON WHOSE CLAIM IS DENIED

[ARTICLE] 10

VERIFIED REPORT OF PROPERTY; EXAMINATION OF RECORDS

SECTION 1001. VERIFIED REPORT OF PROPERT

SECTION 1002. EXAMINATION OF RECORDS TO DETERMINE COMPLIANCE

SECTION 1003. RULES FOR CONDUCTING EXAMINATION

SECTION 1004. RECORDS OBTAINED IN EXAMINATION

SECTION 1005. EVIDENCE OF UNPAID DEBT OR UNDISCHARGED OBLIGATION

SECTION 1006, FAILURE OF PERSON EXAMINED TO RETAIN RECORDS

SECTION 1007, REPORT TO PERSON WHOSE RECORDS WERE EXAMINED

SECTION 1008. COMPLAINT TO ADMINISTRATOR ABOUT CONDUCT OF PERSON CONDUCTING EXAMINATION

SECTION 1009. ADMINISTRATOR'S CONTRACT WITH ANOTHER TO CONDUCT EXAMINATION

SECTION 1010. LIMIT ON FUTURE EMPLOYMENT

SECTION 1011. REPORT BY ADMINISTRATOR TO STATE OFFICIAL

SECTION 1012. DETERMINATION OF LIABILITY FOR UNREPORTED REPORTABLE PROPERTY

[ARTICLE] 11

DETERMINATION OF LIABILITY; PUTATIVE HOLDER REMEDIES

SECTION 1101. INFORMAL CONFERENCE

SECTION 1102. REVIEW OF ADMINISTRATOR'S DETERMINATION

SECTION 1103. ADMINISTRATIVE REVIEW

SECTION 1104. JUDICIAL REMEDY

[ARTICLE] 12

ENFORCEMENT BY ADMINISTRATOR

SECTION 1201. JUDICIAL ACTION TO ENFORCE LIABILITY

SECTION 1202. INTERSTATE AND INTERNATIONAL AGREEMENT; COOPERATION

SECTION 1203. ACTION INVOLVING ANOTHER STATE OR FOREIGN COUNTRY

SECTION 1204. INTEREST AND PENALTY FOR FAILURE TO ACT IN TIMELY MANNER

SECTION 1205. OTHER CIVIL PENALTIES

SECTION 1206. WAIVER OF INTEREST AND PENALTY

[ARTICLE] 13

AGREEMENT TO LOCATE PROPERTY OF APPARENT OWNER HELD BY

ADMINISTRATOR

SECTION 1301. WHEN AGREEMENT TO LOCATE PROPERTY ENFORCEABLE

SECTION 1302. WHEN AGREEMENT TO LOCATE PROPERTY VOID

SECTION 1303. RIGHT OF AGENT OF APPARENT OWNER TO RECOVER PROPERTY HELD BY ADMINISTRATOR

[ARTICLE] 14

CONFIDENTIALITY AND SECURITY OF INFORMATION

SECTION 1401. DEFINITIONS; APPLICABILITY

SECTION 1402. CONFIDENTIAL INFORMATION

SECTION 1403. WHEN CONFIDENTIAL INFORMATION MAY BE DISCLOSED

SECTION 1404. CONFIDENTIALITY AGREEMENT

SECTION 1405, NO CONFIDENTIAL INFORMATION IN NOTICE

SECTION 1406. SECURITY OF INFORMATION

SECTION 1407. SECURITY BREACH

SECTION 1408. INDEMNIFICATION FOR BREACH

[ARTICLE] 15

MISCELLANEOUS PROVISIONS

SECTION 1501. UNIFORMITY OF APPLICATION AND CONSTRUCTION

SECTION 1502. RELATION TO ELECTRONIC SIGNATURES IN GLOBAL AND NATIONAL

COMMERCE ACT

SECTION 1503. TRANSITIONAL PROVISION

SECTION 1504. SEVERABILITY

SECTION 1505. REPEALS; CONFORMING AMENDMENTS

SECTION 1506. EFFECTIVE DATE